

島原市移住促進空き家改修費補助金 募集要項

1. 移住促進空き家改修費補助金の概要

島原市内の空き家等を有効活用することにより、島原市への定住を促進し、地域の活性化を図るため、島原市空き家バンク制度を活用して、物件を購入又は賃貸若しくは賃借した者が行う当該物件の改修等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金の交付を行います。

2. 補助金交付対象者

補助金交付対象者は、次の全てに該当する者です。

① 島原市空き家バンク制度により賃貸又は売買等の契約を締結した空き家を改修する次のいずれかの者。 ・空き家の所有者等 ・空き家を賃借又は購入し本市へ転入する移住者 ・本市への移住を希望される方向けに安価で滞在できる施設を整備する者
② 市区町村民税・都道府県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税（料）を滞納していない者であること。
③ 空き家に係る売買又は賃貸借若しくは無償での使用の契約を3親等内の親族間で締結していないこと。
④ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属していないこと。
⑤ 補助申請者が本市への移住者である場合、補助申請日前の1年間、本市の住民でないこと。
⑥ その他市長が適当ではないと認めた者でないこと。

3. 補助対象事業

補助の対象となる事業は、空き家を購入若しくは賃借又は無償で使用することとなった日から起算し1年以内に行うもので、次のいずれかに該当する事業です。

空き家の改修工事	別表に定める空き家の改修工事で、補助対象経費が10万円以上のもの
不要物の撤去	上記の改修工事を伴い、空き家を利用するための不要物の撤去

※他の補助金の対象となる部分の経費は除きます。

別表

交付の対象となる経費	項目	工事の内容等
空き家バンク登録物件の改修工事費	間取りの変更等	間取りの変更、部屋等の増築、玄関の増設等
	設備の改修	キッチン、浴室、トイレ、洗面所等の改修又は増設
	バリアフリー改修	①通路又は出入口の幅を拡張する工事 ②階段の勾配を緩和する工事 ③手すりを取り付ける工事 ④段差を解消する工事 ⑤出入口の戸を改良する工事 ⑥床の材料を滑りにくいものに取り替える工事
	断熱改修	①屋根（天井）、外壁、床の断熱改修 ②窓の断熱改修
	浄化槽の設置等	浄化槽の設置又は入替え

4. 補助金の額

補助金の額は次のとおり。

空き家の改修工事	空き家の改修に要した費用の2分の1 (千円未満切り捨て) ※上限30万円 (市内業者が工事を行った場合、上限50万円)
不要物の撤去	不要物の撤去に要した費用の2分の1 (千円未満切り捨て) ※上限10万円

※補助金の交付については、空き家1戸につき1回のみです。

5. 応募から補助金交付まで

(1) 募集期間

改修工事を始める前に申請してください。

※補助金交付決定後、工事の契約→工事開始となります。

(2) 応募方法

補助金を申請するときは、次の書類を市役所政策企画課までご提出ください。

① 島原市移住促進空き家改修費補助金交付申請書（様式第1号）
② 収支予算書・事業計画書（別紙1）
③ 見積書・工事明細書・設計図等の写し
④ 事業着手前の状況写真
⑤ 売買（賃貸）契約書の写し
⑥ 誓約書（別紙2）
⑦ 住民票（申請日の1年前の住所地がわかるもの）
⑧ 市税等の未納がない証明書（申請日が属する年の1月1日に住所を定めていた市区町村が発行したもの）
⑨ その他市長が必要と認める書類

(3) 補助金交付決定

申請書類提出後、市で審査を行い、補助金の交付を決定したときは、申請者に通知します。（補助金交付決定後、工事契約→開始となります）

(4) 実績報告

補助金額を確定させるため、補助対象事業が完了した日から30日以内又は申請年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、次の書類を市役所政策企画課までご提出ください。

① 島原市移住促進空き家改修費補助金実績報告書（様式第5号）
② 収支決算書・実績報告書（別紙3）
③ 事業費用の支払い額がわかる書類（領収書等）の写し
④ 事業完了後の状況写真
⑤ 建物登記簿の全部事項証明書（購入の場合）
⑥ その他市長が必要と認める書類

(5) 補助金額の確定

実績報告の提出を受けたあと、内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知します。

(6) 補助金の交付

補助金の交付は、補助金請求後すみやかに交付するものとします。

補助金を請求するときは、補助金確定の通知があった日から 30 日以内に次の書類を市役所政策企画課までご提出ください。

① 島原市移住促進空き家改修費補助金交付請求書（様式第7号）

5. その他

(1) 変更申請

申請した事項に変更が生じたときは、速やかにご連絡ください。

(2) 交付資格の喪失

交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

- ・虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- ・本補助金要綱等に違反していることが認められたとき。

(3) 補助金の返還

補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、既に支払った補助金の全部又は一部について返還を求める場合があります。

- ・交付資格が取り消されたとき。
- ・補助金の交付額確定日の翌日から起算して5年以内に、改修等をした空き家を取り壊し、又は売却したとき。
- ・補助金の交付額確定日の翌日から起算して5年以内に、改修等をした空き家を退去したとき。

①	1年以内のときは、補助金の全額
②	1年を超え2年以内のときは、補助金の5分の4の額
③	2年を超え3年以内のときは、補助金の5分の3の額
④	3年を超え4年以内のときは、補助金の5分の2の額
⑤	4年を超え5年以内のときは、補助金の5分の1の額

【問い合わせ先】

〒855-0866 島原市南下川尻町7番地4（雲仙復興事務所2階）
島原市役所 市長公室 政策企画課 島原ふるさと創生本部
TEL:0957-62-8012 FAX:0957-62-8115